



令和6年度
再エネ導入拡大を見据えた
系統用大規模蓄電池導入支援事業

事業説明会

クール・ネット東京

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター





目次

1. 事業概要

2-1. 助成対象要件

2-2. 助成対象事業者

2-3. 助成対象設備

2-4. 助成対象経費他

2-5. 助成率・助成上限額

3-1. 申請の方法

3-2. 申請に関する補足

4. 審査について

5. 前年度事業からの主な変更点

6. 申込時にいただいたお問い合わせ

7. お問い合わせについて



1. 事業概要

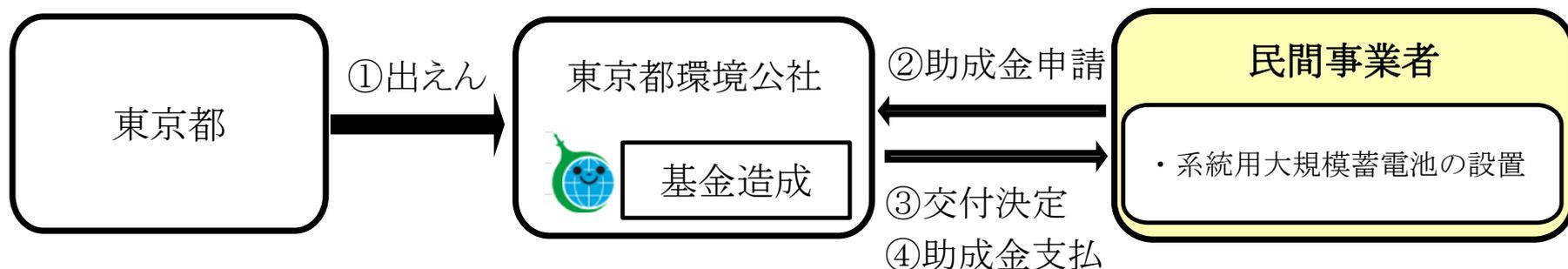
【目的】

都内を管轄する一般送配電事業者の供給区域内の電力系統に直接接続する大規模蓄電池の導入を推進することで、大規模な調整力として電力の安定供給に貢献するとともに、電力市場を通じて調整力を供出することで、電力需要最適化の取組を後押しすること等を目的として行うものです。



1. 事業概要

【事業スキーム】



● 都の出えん金による基金造成

東京都は本事業の原資を公社に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。

● 基金を活用した助成事業

公社は基金を原資として、助成対象となる系統用大規模蓄電池を設置する事業者等に対して、その経費の一部を助成します。



1. 事業概要

【助成対象事業】

助成金の交付対象となる事業は、公社が定める要件に適合する電力系統に直接接続する大規模蓄電池を東京電力管内に設置し、各種電力市場での取引等を通じて、再生可能エネルギー電気の有効活用や普及拡大、電力バランスの改善に寄与する事業とします。



1. 事業概要

【事業期間】

令和4年度から令和12年度まで

※ 助成金の申請は令和10年度まで実施します。

※ 募集は**予算の範囲内**で毎年度行います。

【予算額】

130億円(令和6年度)



2-1. 助成対象要件

【助成対象事業の主な要件①】

○電力系統に直接接続する大規模蓄電池を東京電力管内に設置し、下表に示すいずれかの各種電力市場での取引等を通じて、再生可能エネルギー電気の有効活用や普及拡大、電力バランスの改善に寄与できる事業であること。

	取引等
ア	卸電力市場による取引
イ	需給調整市場による取引
ウ	容量市場による取引
エ	相対契約による取引
オ	その他本助成金の目的に合致する取引等のうち、公社が認めるもの



2-1. 助成対象要件

【助成対象事業の主な要件②】

○交付申請時まで、都内を管轄する一般送配電事業者から接続検討回答が得られている事業であること。なお、一般送配電事業者の都合により接続検討の回答が遅れた場合（書類不備対応等により、接続検討申込の受付までに時間を要した結果、接続検討の回答を取得できる時期が後ろずれした場合を含む。）等であっても、交付申請時まで接続検討回答が得られていない場合には申請書類不備となり受付できないため、時間に余裕を持って準備すること。

○本助成金の交付対象となる設備を設置する場所において、許認可の取得及び住民説明会の実施等により地元住民等の十分な理解が得られる事業であること。



2-1. 助成対象要件

【助成対象事業の主な要件③】

○将来的に再生可能エネルギー電気の有効活用や普及拡大を支えるべく、ビジネスモデルの収支構造が、根拠のある数値等をベースとしており、将来にわたってビジネスを継続できる見込みが示されている事業であること。

○各種電力市場取引等を行うビジネスモデルについて、市場取引等に経験を持つ事業者である等、実際に実行する体制が適切であること。



2-1. 助成対象要件

【助成対象事業の主な要件④】

○本事業の実施及びその後の各種電力市場等への調整力等の供出に関して、法令、規程、一般送配電事業者との協議等に基づいた適切な対策等を実施するものであること。

○都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。



2-2. 助成対象事業者

【主要要件】

都内に登記簿上の本店又は支店を有している法人であること。

※一般送配電事業者を除きます。

※国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

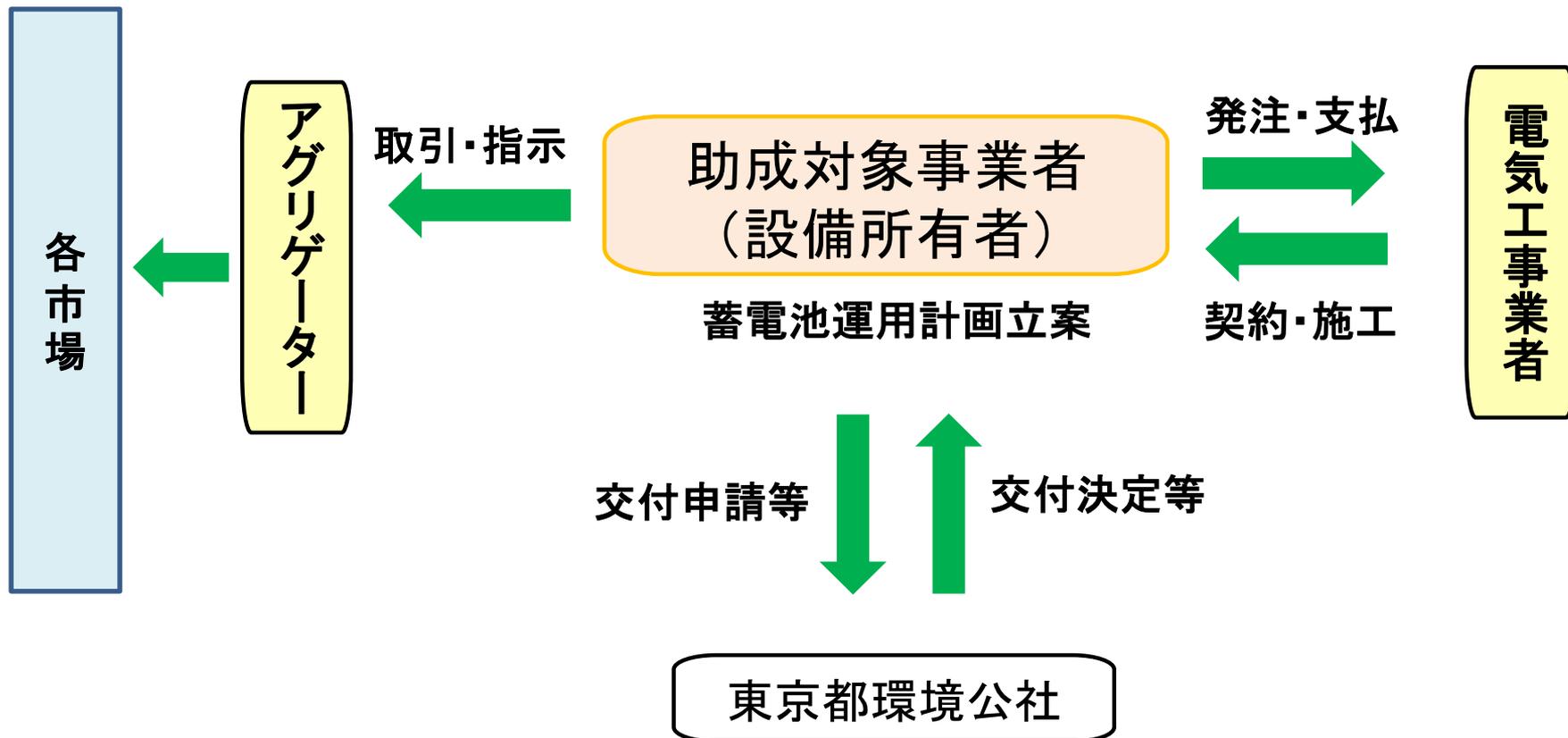
※助成対象事業者においては、国及び地方公共団体による出資又は出えん等の有無を問いません。



2-2. 助成対象事業者

主な申請スキーム例

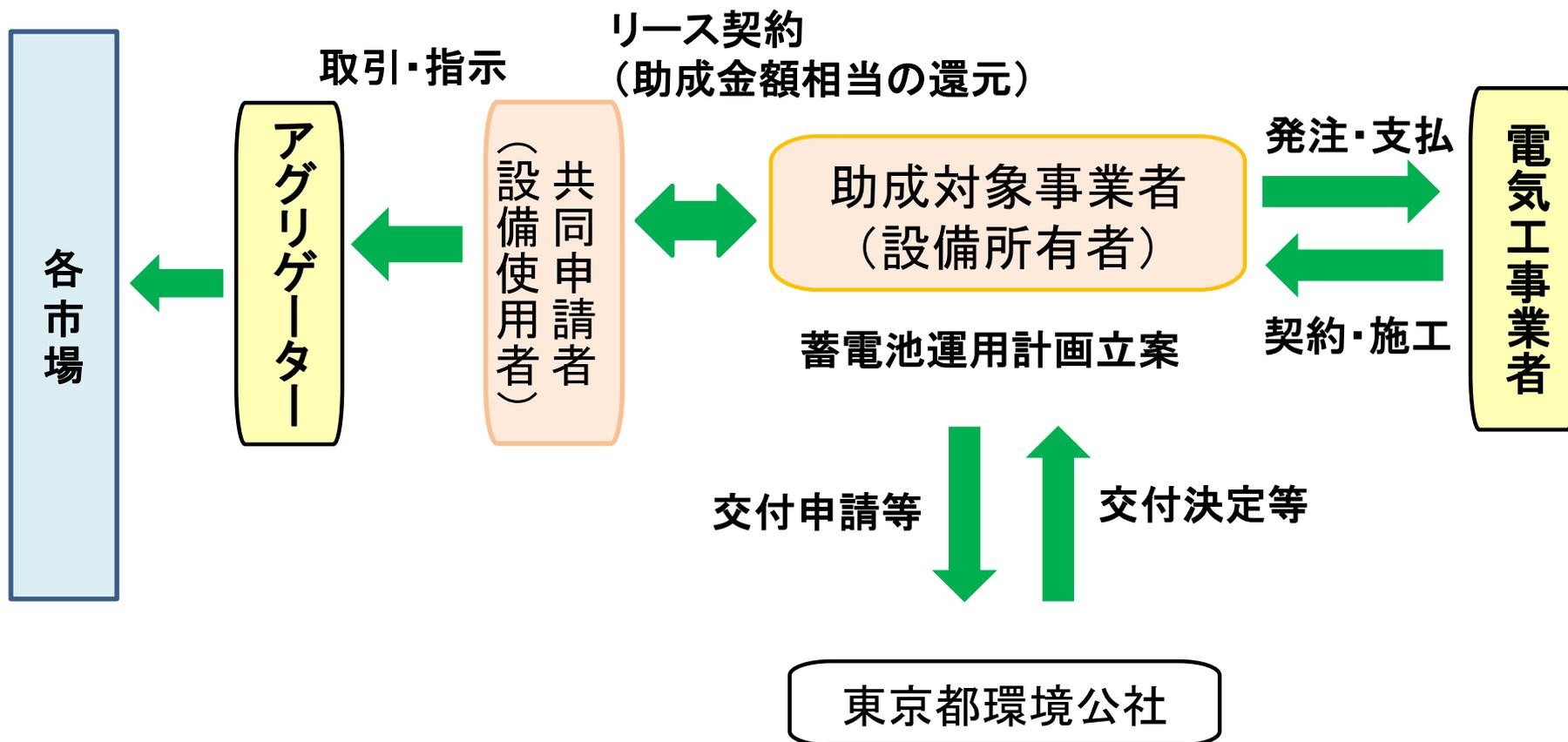
(1)「自己所有」





2-2. 助成対象事業者

(2)「リース事業者所有」





2-2. 助成対象事業者

リース契約とは？

契約の名称にかかわらず、本助成金の交付対象となる設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。

ア借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができること。

イ借主が本助成金の利益を受けられるよう、使用料金から助成金相当分が減額されていること。ただし、当事者間で合意の場合、この限りでない。



2-3. 助成対象設備

【共通事項】

- ①東京電力管内の電力系統に直接接続する設備であること。
- ②特定の発電設備に付随し電力系統に接続する設備でないこと。
- ③電力系統側への定格出力が1,000kW以上の設備であること。
ただし、電力系統側への定格出力が1,000kW未満であっても、電力系統からの引込線が同一の場所で、複数の蓄電システムを新規に設置する場合であり、当該複数設備の電力系統側への定格出力合計が1,000kW以上である場合、助成対象とする。
- ④未使用品であること(ただし、電動車の駆動用等に使された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムで未使用品であるものは助成対象とする。)



2-3. 助成対象設備

- ⑤次ページに定める蓄電システムの種別ごとの要件を満たすものであること。
- ⑥消防法等の各種法令に準拠した設備であること。
- ⑦防護及び保護装置について、蓄電システムに合わせた火災検知システム、火災警報器、消火設備の計画・設置及び消防法等にて要求される事項に準拠したものであること。
- ⑧使用上の情報について、蓄電システムに合わせた危険表示や安全表示、立ち入り禁止区画の表示等及び安全設計を行うことに加え、関係者の機能へのアクセスや教育訓練の機会の確保がなされているものであること。
- ⑨採用予定の蓄電システムのBMSのメーカー等について、過去5年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準等に反していないこと、その他の開発供給の適切性が確保されていること。



2-3. 助成対象設備

【リチウムイオン】

類焼に関する安全設計について、耐類焼性を有していることの証明書等（JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、IEC62933-5-2等の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書（モジュール以上））の提出が可能なものであること。なお、電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを二次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JETリユース電池認証等の第三者機関による証明書等により当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明すること。また、提出時期等不明点に関しては事前に公社に連絡し、指示を仰ぐこと。



2-3. 助成対象設備

【NAS】

類焼に関する安全設計について、火災安全性能に対する第三者評価通知書等の提出が可能なものであること。



2-4. 助成対象経費他

【助成対象経費】

助成金の交付対象となる経費（以下、「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものであり、公社が必要かつ適切と認めたものとしします。

※ 助成対象事業を行うために**直接必要**であり、且つ、**最低限必要とする経費**を対象としします。



2-4. 助成対象経費他

【設計費】 例

助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費

	助成対象経費	助成対象外経費
設計費	実施設計費	基本設計費
		事前調査費



2-4. 助成対象経費他

【設備費①】 例

助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費(ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。)

	助成対象経費	助成対象外経費
設備費	蓄電池部 (リチウムイオン、レッドクスフロー等)	電力会社等申請費用、建築確認
	蓄電池部制御部分 (BMS等)	系統受変電設備に関わる費用全て (昇圧変圧器、主変圧器等)、保護継電器、開閉器等所内設備および連系工事に係る費用
	蓄電池用電力変換装置 (パワーコンディショナー等)	



2-4. 助成対象経費他

【設備費②】 例

	助成対象経費	助成対象外経費
設備費	蓄電池システム制御装置（計測・表示装置、出力制御装置等、蓄電システムの付属設備であり、最低限必要不可欠なもの）	過剰であるとみなされるもの、予備又は将来用のもの 土地の取得及び賃借に係る費用
	付帯設備（空調設備、筐体、分電盤、フェンス等）	中古品



2-4. 助成対象経費他

【設備費③】 例

	助成対象経費	助成対象外経費
設備費	その他蓄電システムに必要不可欠なもの	消防システムに関わる費用



2-4. 助成対象経費他

【工事費①】 例

助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費

	助成対象経費	助成対象外経費
工事費	機械基礎工事費（ただし、必要最低限の工事のみ）	左記の機械基礎以外の工事費（土木造成、土、整地、地盤改良等）
	据え付け等の工事費	既存構築物の撤去、移設、処分に係る費用
	配線ケーブル、配管等の材料費・工事費	植栽および外構工事費
	法令で義務付けられている工事費	仮設電源工事費（電源車、発電機等）



2-4. 助成対象経費他

【工事費②】 例

	助成対象経費	助成対象外経費
工事費	機械設置に必要な足場の仮設費	産廃処分費
	諸経費、一般・現場管理費、共通仮設費、法定福利費	
	試運転調整費、機械損料、養生費	
	主任技術者立会費	



2-4. 助成対象経費他

【その他】 例
その他の経費。

	助成対象経費	助成対象外経費
その他		消費税及び地方消費税
		振込手数料
		各種保険、延長等標準外の保証費用、通信費用



2-4. 助成対象経費他

次の場合は、助成対象外と判断します。

- ① 公社が**交付決定をした日の前に契約締結**したものに係る経費
- ② 系統受変電設備に関わる費用(昇圧変圧器、主変圧器等)、保護継電器、開閉器等所内設備及び連系工事に関わる費用、消防システムに関わる費用
- ③ 消費税及び地方消費税
- ④ **金融機関に対する振込手数料**
※ただし、振込手数料を取引先が負担し、取引価格に含まれている場合は、助成対象経費として計上することができます。



2-4. 助成対象経費他

⑤ **過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの**（ただし、ヒューズ類や分電盤等の将来用スペースは除く）又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費。

※分電盤等に将来用の配線用遮断器を実装することは認められません。

⑥ 本事業以外で**都の資金を原資とした助成金を受給した又は今後受領する予定のある経費**

※都、公社又は区市町村が実施する都の資金を原資とした助成金で、本事業の助成対象経費が重複するものは、併給できません。



2-4. 助成対象経費他

⚠ 注意

- ※ 助成対象経費の中に本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者の**自社製品の調達(工事を含む)**がある場合は、**利益等排除を行った経費**が助成対象経費となります。自社調達の場合は、原価をもって助成対象として利益控除を行います。
- ※ リース使用者が本助成金の利益を受けられるようにリース契約においては、使用料金から助成金相当分を減額してください。なお、リース事業者とリース使用者の間で、減額が不要であることが合意されていれば、減額は不要です。
- ※ 本助成金額に**千円未満の端数**が生じたときは、これを**切り捨てる**ものとします。



2-4. 助成対象経費他

【契約等】

(1) 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴取又はその他の方法により、競争に付さなければならないこととし、**最安の見積書を提示した業者と契約を締結するもの**とします。

交付申請時には、競争による見積を聴取した根拠として、**2社以上の見積を提出**する必要があります。

ただし、当該助成金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合は、この限りではありません。

なお、競争に付さない場合は、発注先の選定理由を記載した書類を提出してください。発注先の選定理由が妥当であるかを公社にて審査します。



2-4. 助成対象経費他

(2) 助成対象外部分の工事等に関する発注・契約が生じ、助成対象部分と一括で契約する場合は、それぞれの**実施内容及び金額等が明確に確認できる**ようにしてください(助成対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別できない場合、助成金のお支払いができないことがあります。)



2-5. 助成率・助成上限額

【助成率・助成上限額】

助成率	上限額
①【EV車に使用された蓄電池モジュールを二次利用し組み込まれた蓄電システム以外の場合】 ・助成対象経費に助成率(2/3)を乗じて得た額 ※国等の補助金等と併給する場合であっても、合計2/3以内	20億円
②【EV車に使用された蓄電池モジュールを二次利用し組み込まれた蓄電システムの場合】 ・助成対象経費に助成率(3/4)を乗じて得た額 ※国等の補助金等と併給する場合であっても、合計3/4以内	

※国等の補助金と併給する場合、**{助成対象経費 × (2/3又は3/4)}** - 国等補助金 となります。



2-5. 助成率・助成上限額

※1 本助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

※2 1つの蓄電システム内に電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを二次利用したもの(リユース部品)と未使用品を併用する場合は、それぞれの蓄電容量(kWh〔定格容量〕)を基に助成対象経費を按分する。併用を検討している事業については、交付申請時に想定される併用率を記載の上助成対象経費を按分すること。なお実績報告時には実際の導入設備の併用率で按分すること(助成対象経費が増額となる事態が発生しても、助成額は交付決定金額を上限とする。)。またリユース部品を使用した場合は、電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールが2次利用されたものであることを証明する証憑等が必要となることに留意すること。



3-1. 申請の方法

【令和6年度交付申請期間】

令和6年10月1日～令和6年10月31日 17:00 必着

- ・申請期間を過ぎた後に到着した申請書類は、受理できませんのでご注意ください。
- ・申請手続については、十分に時間の余裕をお持ちいただくようお願いいたします。
- ・公社のメールサーバ等のシステムに記録された時間を基準とします。
- ・お問い合わせについては、原則ホームページからのお問い合わせフォームをご利用いただくとともに、十分時間に余裕をもってお問い合わせください。



3-1. 申請の方法

【令和6年度実績報告提出期限】

- 提出期限⇒**令和12年9月30日 17:00 必着**
- ・**期限を過ぎた場合は取り扱うことができません。**
- ・公社のメールサーバー等のシステムに記録された時間を基準とします。

(※運転開始後に実施いただく、**活用状況報告書の提出期限ではありません**のでご注意ください。)



3-1. 申請の方法

・助成事業の完了日

設置工事及び設備の試運転から系統連係まで完了、助成対象設備が支出義務額(全額)を支出完了(精算を含む)した日のいずれか遅い日とします。

・代金支払方法

助成事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、検収翌月末までに現金払い(金融機関による振込)で行ってください。**クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認められません。**



3-1. 申請の方法

【電子申請】

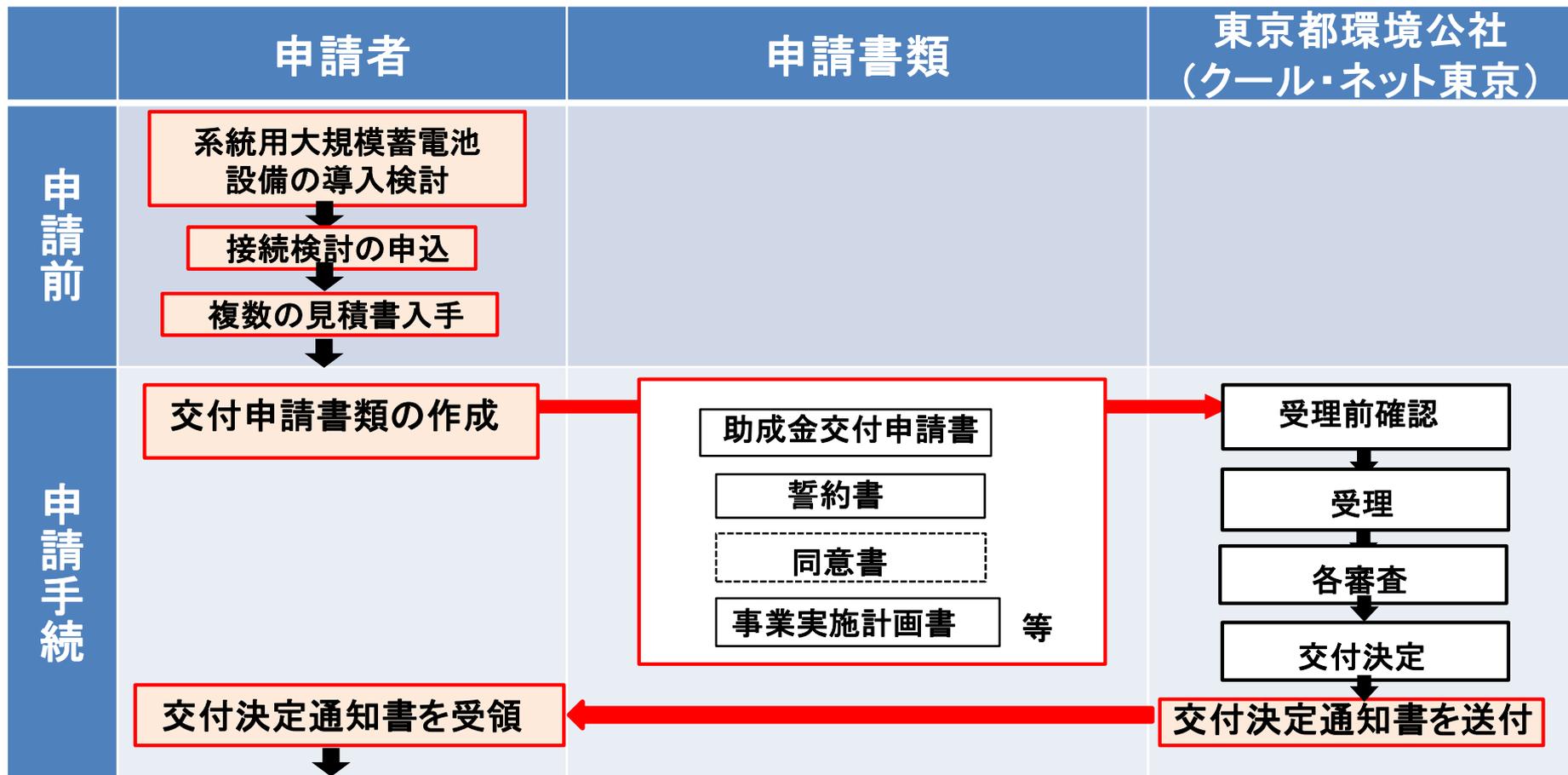
※電子申請フォームについては準備中につきお待ちください。



3-1. 申請の方法

【申請フロー】

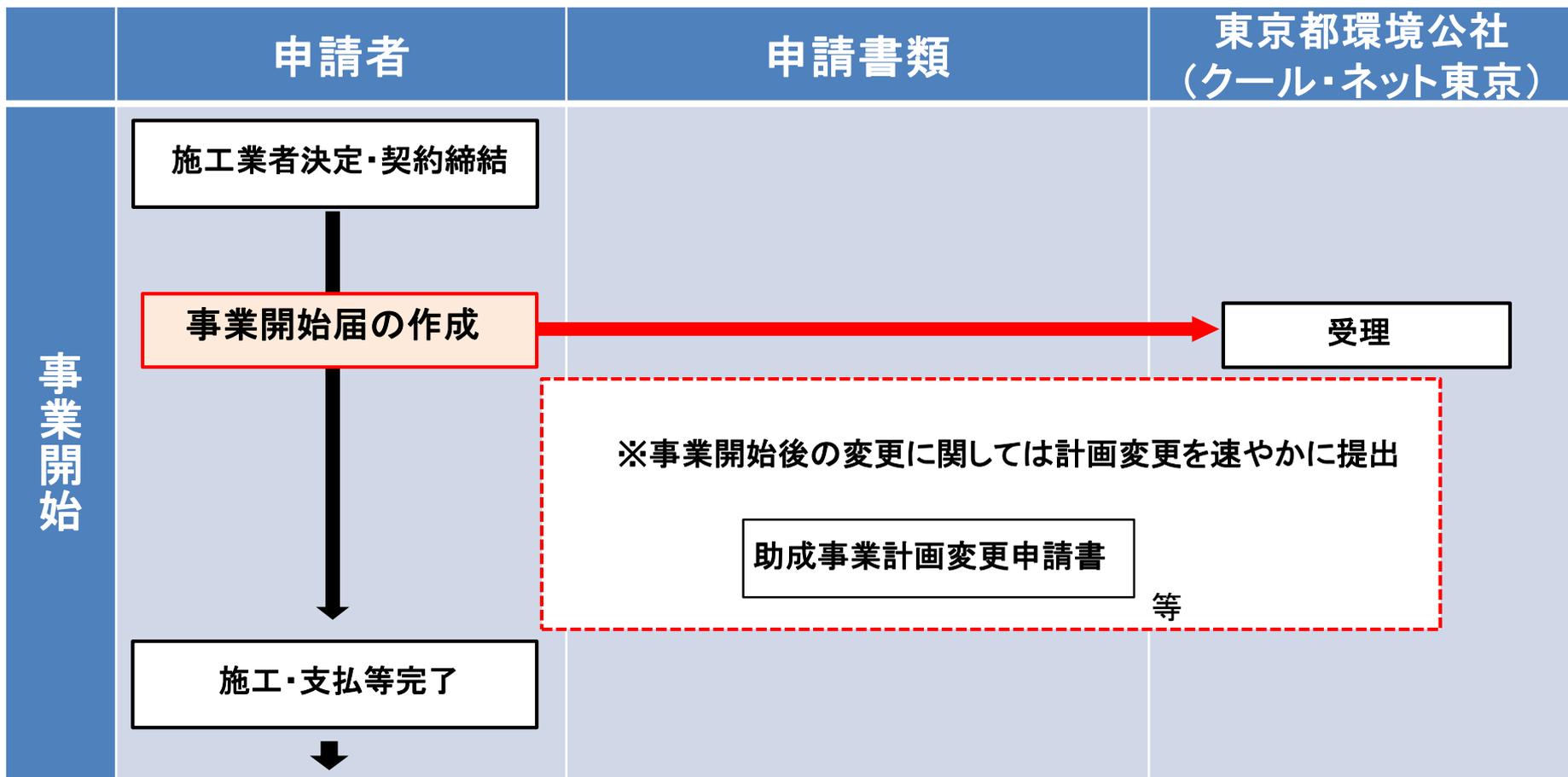
(1) 申請前～交付決定





3-1. 申請の方法

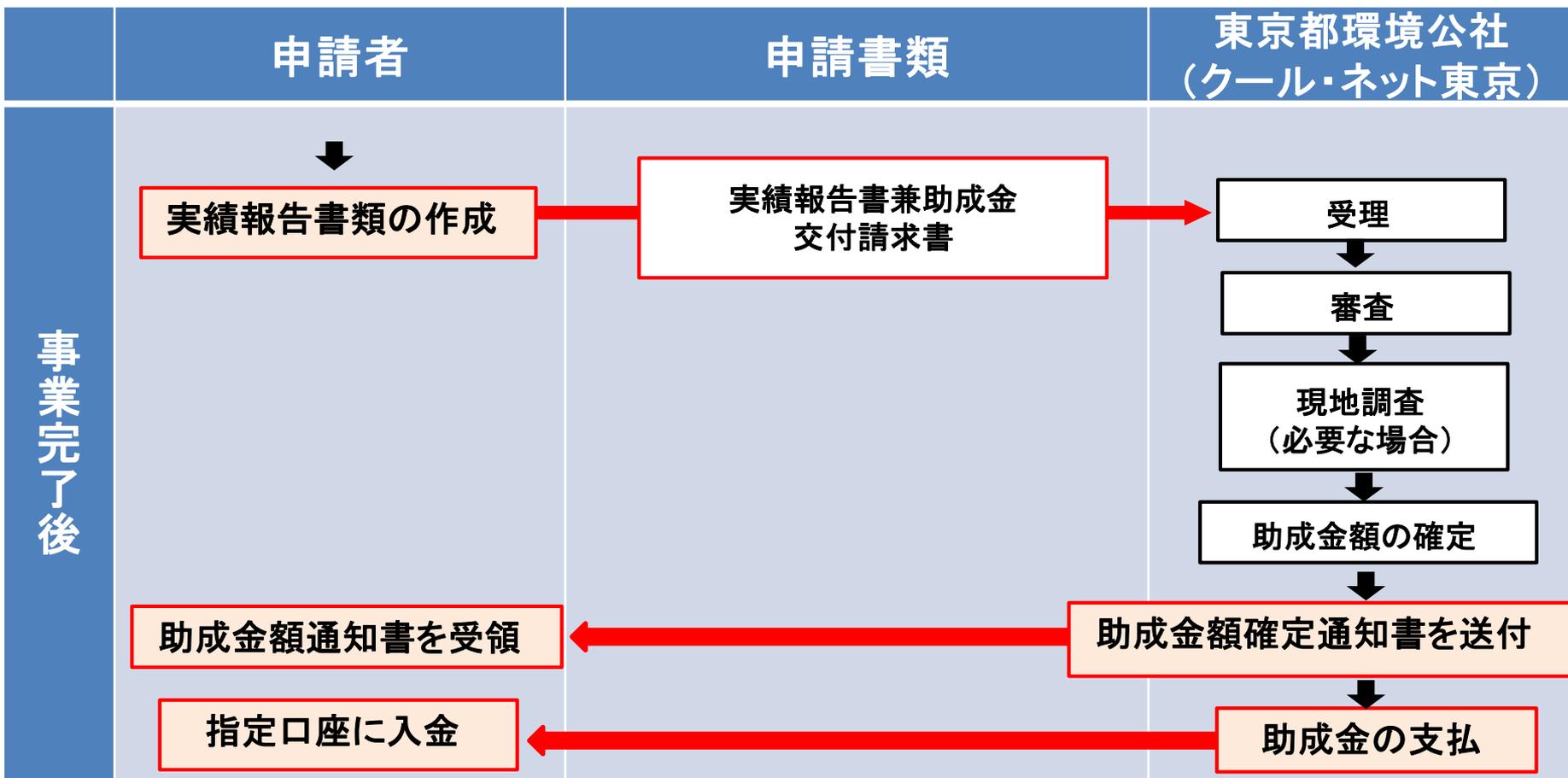
(2) 事業開始～完了





3-1. 申請の方法

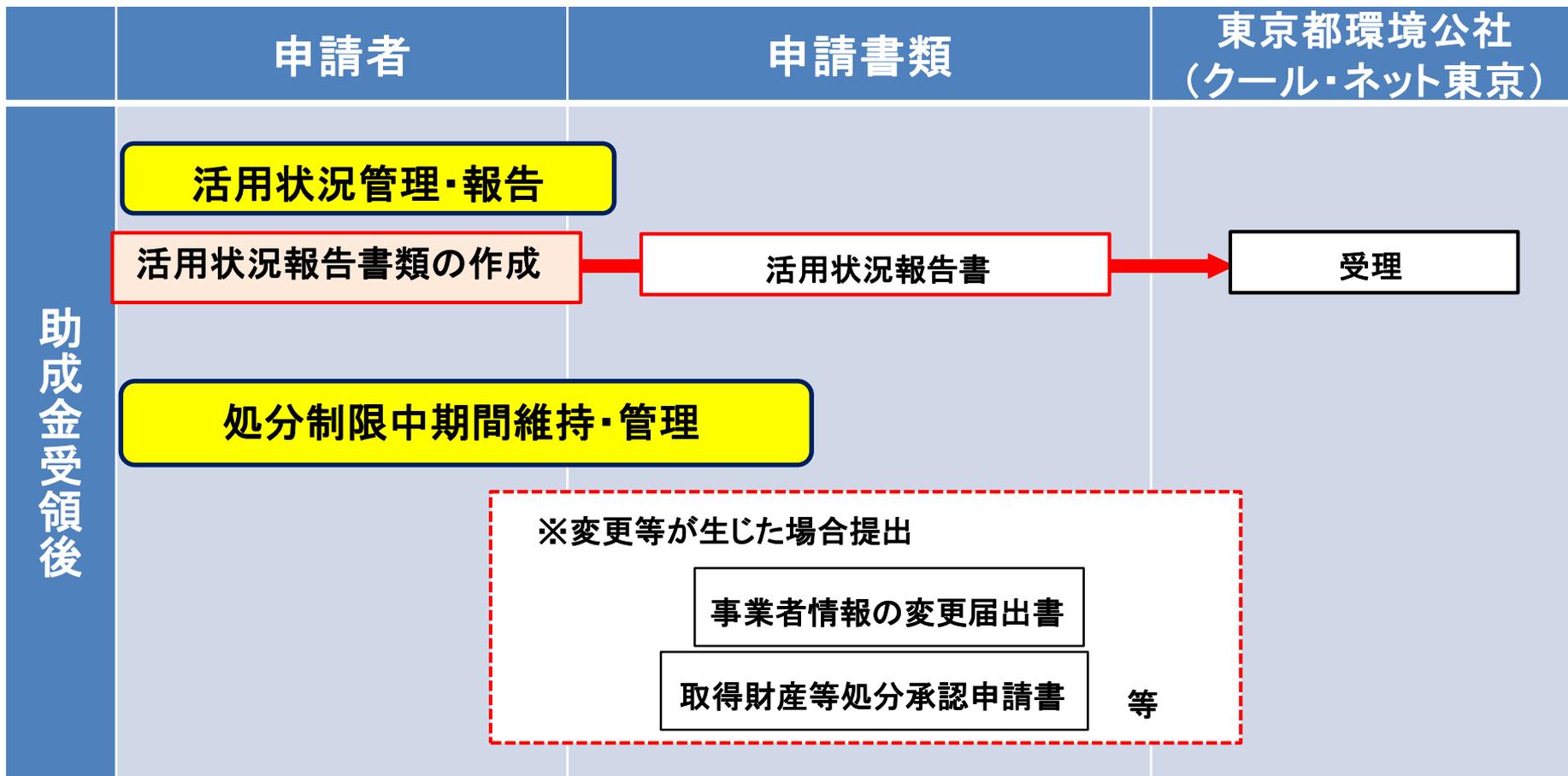
(3) 完了報告～助成金の支払い





3-1. 申請の方法

(4) 助成金受領後





3-2. 申請に関する補足

【手続代行者】

助成対象事業者は、本助成金の交付申請等に係る手続の代行を、第三者に対し依頼することができます。手続代行者、申請者とも次に記す内容を理解したうえで手続きを行ってください。

(1) 助成対象事業者から依頼を受け、当該申請に係る手続の代行を行う者は、手引き2.2②に該当し、同手引き2.2③に該当しないものでなければなりません。

(2) 手続代行者は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、助成対象事業者との連携を図り、事業が円滑に推進できるようにしてください。



3-2. 申請に関する補足

(3) 公社は原則として、申請書類等についての助成対象事業者への質問や修正依頼を手続代行者に連絡しますので、**手続代行者が窓口**となって対応してください。

(4) 交付決定通知書、助成金額確定通知書等公社からの通知文の送付は、助成対象事業者に対して行います。

※公社は必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱並びに本手引の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんので、ご注意ください。



3-2. 申請に関する補足

【助成金額の確定】

・交付決定通知書に記載した交付決定額（変更された場合にあつては、変更された後の額）と、助成金の実績報告額のいずれか低い額とします。

・本助成金の額を確定した後、助成事業者に本助成金を支払うものとします。

※本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

※申請どおりの設備が設置されていない場合は、助成金の支払いは行いません。

※助成金の額が確定した後であっても、手引き「3.10交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取り消されることがあります。



4. 審査について

【審査の流れ】

審査は、書類による要件及び事業内容等を次の手順で実施します。

①手引き「2.1 助成対象事業」、「2.2 助成対象事業者」、「2.3 助成対象設備」及び「2.4 助成対象経費」に必要な書類が揃っているかを確認します。書類不備があるものは受理できません。提出期限までに不備修正をしても受理されない場合、審査対象とはなりません。また、公社からの不備修正依頼日の翌日から**30日以内**に不備修正をしなければ**申請を撤回**したことになります。

②助成金交付申請書類等の提出された書類の内容が、本助成金制度に適合しているか、要件審査を行います。

③要件審査後、要件に適合すると判断されたものは、外部有識者による審査委員会の採点結果を踏まえ、交付決定を行います。



4. 審査について

※注意事項

- ・審査の過程で、現地確認・調査及び面接（ヒアリング）を行う場合がありますので、その際はご協力をお願いいたします。
- ・要件審査の結果は通知しませんのでご了承ください。
- ・審査料等は徴収しませんが、申請書類作成等に係わる経費及び提出に係わる送料は、助成対象事業者にて負担してください。
- ・申請書類の受理後に助成対象事業者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募制限等を行う場合があります。
- ・公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外いたします。



4. 審査について

- ・交付決定は予算の範囲内で行うため、要件等を満たしている場合であっても交付決定に至らない場合があります。

- ・交付決定件数は、電力系統側への定格出力規模に応じて以下の件数を採択予定とします。ただし、実際の交付決定件数は、申請件数の状況や採点審査の状況等を踏まえて異なる結果となる可能性があることに注意してください。

高圧: 6件 特別高圧: 5件



4. 審査について

【要件審査】

助成対象事業ごとに、次の要件をひとつでも満たさない場合は、採点審査に進むことができません。

- ①助成事業の内容が、実施要綱、交付要綱の要件を満たしていること。
- ②助成対象事業者及び助成対象事業の内容が、「審査項目表」に記載する要件を満たしていること。
- ③助成対象事業者が事業を行うための事業基盤（直近3期分の財務状況を勘案）を有していること。



4. 審査について

【要件審査項目表①】

審査項目	小項目	評価基準
1. 助成対象事業者	(1) 助成対象事業者の要件	実施要綱及び交付要綱の要件に該当する者であること。
2. 助成対象設備	(2) 助成対象設備の要件	助成対象設備の規模・能力が要件を満たしていること。
		採用予定の蓄電システムもしくは蓄電所が、JIS C 8715-2、JISC 4441、IEC 62933-5-2の認証、もしくは第三者機関によるJIS C 4441によるリスクアセスメント評価サービスを受けていること。



4. 審査について

【要件審査項目表②】

審査項目	小項目	評価基準
3. 助成対象経費	(3) 価格の妥当性	助成対象経費の価格が妥当であり、助成対象外経費が含まれていないこと。
	(4) 資金計画	総事業費について、資金調達計画に無理がないこと。(例: 自己資金での支出など)
4. 助成事業計画	(5) 公衆安全性の確保	消防法等の適用各種法令等に準拠した計画・設備導入や、保安体制・事故検知設備の設置に加え、事故発生時の対応・体制の構築がされること。



4. 審査について

【要件審査項目表③】

審査項目	小項目	評価基準
4. 助成事業計画	(6)セキュリティ対策	各種ガイドライン等に基づいた適切かつ十分なセキュリティ対策等が取られる見込みであること。
	(7)事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項	助成対象事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項について対策が取られる見込みであること。
	(8)設備の保守管理計画	定期的に適切な保守管理を行うとともに、異常発生時にも迅速に対応・復旧できる体制が確保できる見込みであること。



4. 審査について

【要件審査項目表④】

審査項目	小項目	評価基準
4. 助成事業計画	(9) 事業実施体制	各社及び各担当の役割が明確であり、請負会社の選定方法が適切であること。
	(10) スケジュール	事業スケジュールが物理的に無理なく、助成事業期間内に終了すること。
	(11) 事業性	<ul style="list-style-type: none">・将来的に再生可能エネルギー電気の有効活用や普及拡大を支えるべく、ビジネスモデルの収支構造が、根拠のある数値等をベースとしており、将来にわたってビジネスを継続できる見込みが示されている事業であること。・市場取引等に経験を持つ事業者である等、実際に実行する体制が適切な事業であること



4. 審査について

【採点審査項目表①】

審査項目	小項目	評価基準
1. 導入計画評点	工期等スケジュールの妥当性	法的手続、事務処理期間、機器納期、工事物量、経理処理期間等、裏付けとなる証憑の有無及びスケジュールの合理性についての評価。
2. 助成対象設備	(1)活用電力率	活用電力率が高いものを、より評価。
	(2)活用電力量率	活用電力量率が高いものを、より評価。



4. 審査について

【採点審査項目表②】

審査項目	小項目	評価基準
3. 事業性等評点	(1) ビジネスモデルの構造	<p>助成対象事業の目的に沿った電力取引市場等への供出等を行うビジネスモデルの構造について、以下の項目等を考慮し評価する。</p> <ul style="list-style-type: none">・容量市場、需給調整市場、卸電力市場等を通じ、再エネ導入拡大に資する電力価値を提供する、合理的なビジネスモデルとなっているか。・将来的にも再エネ導入を支えるべく、ビジネスモデルの収支構造が、根拠のある数値等をベースとしており、将来にわたってビジネスを継続できる内容となっているか。



4. 審査について

【採点審査項目表③】

審査項目	小項目	評価基準
3. 事業性等評点	(1) ビジネスモデルの構造	※試験的に取り組む事業者も想定されることから、収支の良し悪しを評価するのではなく、その試算の根拠が明確になっていて、合理的な内容になっているかどうかを評価する。
	(2) ビジネスモデルの実現性	事業の目的に沿った電力取引市場等への供出等を行うビジネスモデルについて、次の項目等を考慮し評価する。



4. 審査について

【採点審査項目表④】

審査項目	小項目	評価基準
3. 事業性等評点	(2) ビジネスモデルの実現性	<ul style="list-style-type: none">・助成対象事業者自身が過去電力ビジネスにおける経験を保有していることや、類似事業で経験を積んでいるアグリゲーター等がオペレーターを担う等。・助成対象事業者自身の組織も含め、実際に事業の継続を可能とするための体制が適切にとられているか。・助成対象事業の運営に係る資金計画を適切に策定できているか。・2-(2)活用電力量率は適切か(根拠資料)。



4. 審査について

【採点審査項目表⑤】

審査項目	小項目	評価基準
4. その他	(1) 廃棄物処理法上の広域認定取得	採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において蓄電池関連製品での認定を取得しているか。
	(2) レジリエンス	<ul style="list-style-type: none">・蓄電システムの早期復旧や原因解明が可能な体制が整えられている。・蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品(電池セル等)を迅速に供給できる拠点が整えられている。



4. 審査について

【採点審査項目表⑥】

審査項目	小項目	評価基準
4. その他	(3) 新規事業者の参入促進	システム用蓄電システムを活用したビジネスへの新規事業者の参入を促すため、過去都の類似事業で交付決定を受けていない事業者の場合は加点する。 ※ただし、既に過去共同申請者、主たる出資者等で交付決定を受けている場合においては加点の対象外とする。
	(4) 地域性	・助成対象設備の設置場所が東京都内である場合には加点する。 ・システムの混雑緩和に特に寄与する場合には加点する。



4. 審査について

【採点審査項目表⑦】

審査項目	小項目	評価基準
4. その他	(5) 国内・都内産業の活性化	国内・都内の産業活性化に寄与する場合は加点する。
	(6) 複数申請	1社が複数申請した場合は、採点の結果2番目以降の案件については調整を実施する。
	(7) その他	特筆すべき事項がある場合は加点する。 例：地域における普及啓発活動など



4. 審査について

※注意事項

次の場合は交付決定されませんので、十分注意してください。

- ・事業実施場所における地元調整や許認可の取得がされていない場合又は見込みが示されていない場合。
- ・事業に必要な機器・システム類の仕様が定まっていない場合。
- ・設置する設備の性能が実証されていない場合（技術が開発段階である場合、又は実証試験中の場合等）
- ・一般送配電事業者との個別協議の進捗及び協議内容に問題があると見込まれる場合。



4. 審査について

- ・セキュリティ対策等が適切かつ十分であると認められない場合。
- ・その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合。
- ・不備書類訂正や追加資料等の提出通告期限を超過した場合

※不備書類訂正や追加資料等の提出通告期限(通告日の翌日から起算して30日以内又は公社指定する期限いずれか早い日)を超過した場合は、申請を撤回したものとみなしますので、十分注意してください。



5. 前年度事業からの主な変更点

	令和6年度	前年度
助成率	2/3(又は3/4)	4/5
助成上限額	20億円	25億円
予算額	130億円(令和6年度)	96億円(令和4年度補正・令和5年度)



5. 前年度事業からの主な変更点

	令和6年度	前年度
申請年度	令和10年度まで毎年度	令和5年度まで
実績報告期限	令和12年9月30日	令和7年9月30日
助成対象設備	フェンスを対象に追加(ただし必要最低限範囲)	フェンスは対象外



5. 前年度事業からの主な変更点

	令和6年度	前年度
審査方法	要件審査 採点審査	要件審査のみ
問合せ方法	お問い合わせフォーム	メール 電話
事業開始届	交付決定受領日の翌日 から6カ月以内に提出	助成事業に着手した日から 速やかに提出
その他	事前受付申請書(第1号 様式)の提出不要	事前受付申請書提出要



6. 申込時にいただいたお問い合わせ

Q1. 系統用蓄電池メーカーの製造国の指定はありますか。

A1. ありません。

Q2. 他の受電設備（EV急速充電器を想定）との併設は可能ですか。

A2. 助成対象外用途の設備設置は出来ません。

Q3. 申し込み時に必要な資格やライセンス等がありますか。

A3. 各要件と合わせ申請者自身でご判断ください。

Q4. 令和5年度事業と同様の予算超過時の按分はありますか。

A4. ありません。



6. 申込時にいただいたお問い合わせ

Q5. 交付決定予定件数が示されていますがこの予定件数から大きく相違する可能性もありますか。

A5. 可能性の話としてあり得ます。

Q6. 申請する蓄電池部品がリユース品かそれ以外(未使用品)かによって審査項目に影響はありますか。

A6. ありません。

Q7. 交付決定予定件数にリユース品と未使用品の予定内訳はありますか。

A7. ありません。



6. 申込時にいただいたお問い合わせ

Q8.太陽光発電システムと蓄電池システムの組み合わせを検討しています。この場合の蓄電池システムは助成対象外となるのですか。

A8.ご認識のとおりです。要件から外れます。

Q9.評価項目ごとに具体的な事例をもう少し示して頂けますか。

A9.手引きで示している内容どおりとなります。

Q10.事業譲渡に関する制限でどのような場合に承認が得られるのですか。

A10.交付要綱第19条のとおり原則認められません。



6. 申込時にいただいたお問い合わせ

Q11.譲渡制限はプロジェクト期間すべてに亘り適用されるのですか。

A11.処分制限期間中です。

Q12.出資比率の変更、株式譲渡なども認められるのですか。

A12.原則交付決定を受けた内容で進めてください。

Q13.設備の担保設定は可能ですか。

A13.交付要綱第29条のとおり助成対象設備の担保設定は出来ません。



6. 申込時にいただいたお問い合わせ

Q14.評価基準は示されていますが、各項目の具体的な採点配分や採点基準は公表されますか。

A14.審査内容含めて非公表としています。

Q15.10/31までに電力会社から接続検討の回答を受領しているものとありますが、その後の機器選定の変更などで接続検討を再度出し直すようなことは認められていないという認識でいいですか。

A15.ご認識のとおりです。

Q16.事業者単独での事業として交付決定を受けた後に、リース契約への切り替えは認められないという認識で良いですか。

A16.ご認識のとおりです。



6. 申込時にいただいたお問い合わせ

Q17.助成対象経費について、表で記載された対象経費は必ずしもすべて申請する必要はなく、一部機器のみの申請でもいいですか。
(設備費のうち蓄電池のみ申請するなど)

A17.一部のみの申請は出来ません。

Q18.実施にあたり複数業者からの相見積ですがこれの発効日・有効期限などに定めはありますか。

A18.申請時点で有効なものとしてください。

Q19. 助成対象となったプロジェクト全体が担保となるプロジェクトファイナンスは認められないということですか。

A19.資金調達の方法については特に定めはありません。処分制限期間にわたり助成対象設備の担保設定は出来ません。



6. 申込時にいただいたお問い合わせ

Q20.蓄電池の運用をアグリゲーターに委託する場合に、本補助金申請時点でアグリゲーターとの契約書案をまとめ、提出するといった対応は必要ですか。

A20.不要です。

Q21.都内に登記簿上の本店又は支店を有している法人であれば、いわゆる「投資事業有限責任組合」(LPS)は助成対象事業者となり得ますか。

A21.登記があればなり得ます。

以降、**説明会当日の質疑応答**となります。内容が重複するもの、手引きに記載のあるものは掲載していません。



6. 申込時にいただいたお問い合わせ

Q22.採点審査項目のビジネスモデルの構造、実現性はどこまで書けばいいですか。

A22.申請者側で必要と判断した内容でご申請いただけます。

Q23.自社調達を行う場合でも相見積は必要ですか。

A23.ご認識のとおりです。



6. 申込時にいただいたお問い合わせ

Q24. 交付申請書類提出期限は不備指摘の時に示されますか。それとも申請期間の10/31までに不備全て解消する必要がありますか。

A24. 審査上の不備に関しては公社が不備を示した日から30日以内となります。交付申請書類に不足があり申請期限内に提出が無かった場合は申請期限切れによる不受理となります。



6. 申込時にいただいたお問い合わせ

Q25. 実績報告書提出期限が令和12年9月30日とありますが、さらに3か年分の活用状況報告書も求められると令和8年度中に工事を完了しないと3か年分の活用報告ができないと思います。

A25. 助成事業の完了による実績報告期限が令和12年9月30日です。活用状況報告書は実績報告書類を提出した年度の翌年度から起算して3か年度提出してください。活用状況報告書の期限が令和12年9月30日ではありませんのでご注意ください。



6. 申込時にいただいたお問い合わせ

Q26.市場取引等の経験を持つ事業者とは具体的にどのような実績が必要ですか。事業者か共同申請者のどちらかがその要件を満たしていれば良いですか。

A26.実績の内容は申請者側で判断した内容でご申請可能です。第5号様式に記入いただいた内容を確認いたします。実績が不足している場合は十分な実績を持つ事業者と共同申請するなどご検討ください。

Q27.毎年の活用報告が必要とありますが、どのような内容ですか。

A27.実績報告後、翌年度から3か年度の活用状況報告書の提出が必要です。必要な内容は手引きをご確認ください。



7. お問い合わせについて

【お問い合わせ】

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

創エネ支援チーム

・ホームページからのお問い合わせ

<https://cnt-tokyo-co2down2.form.kintoneapp.com/public/grid2-connect>

クール・ネット東京